

新宿区介護保険福祉用具購入費受領委任払いの取り扱いについて

「受領委任払い」は、福祉用具購入費の支払いを初めから1割～3割で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。残りの7割～9割分については、利用者の申出及び同意に基づき、福祉用具購入費の受領に関する権限を委任された受領委任払取扱事業者に直接支払います。

ここでは、介護保険における福祉用具購入費の受領委任払いの手続きについて説明します。

1 福祉用具購入の相談

福祉用具購入をご検討されている方は、まず、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）に相談します。担当のケアマネジャーがいない場合は、お近くの高齢者総合相談センターに相談します。

2 福祉用具の購入・申請

(1) 新宿区の介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者（事業者の一覧は、区ホームページに掲載しています。）から福祉用具を購入します。購入の際は、保険給付対象となる購入金額の1割、2割又は3割の額（1円未満の端数切り上げ）を事業者に支払い、領収書の交付を受けます。

その後、以下の書類を介護保険課給付係に提出します。（事業者が代わりに申請することも可能です。）

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ② 新宿区介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払申出書兼同意書
- ③ 領収書原本（被保険者本人宛）

※原本を提出していただきます。なお、領収書は窓口で原本を確認後、お返しすることが可能です。その際は原本と写しを提出してください。

- ④ 福祉用具サービス計画書（基本情報※及び利用計画等）※身体状況・ADL等が確認できるもの
- ⑤ 購入した福祉用具の価格等がわかるパンフレット等

※福祉用具購入金額は、要介護度区分に関わらず、1年間（毎年4月1日から翌年3月31日）10万円までが限度で、その1割～3割が利用者負担です。

(2) 介護保険課給付係は書類を審査後、約1か月後に支給決定通知を利用者に送付します。事業者には、支給決定の内容を文書で通知するとともに、事業者指定口座に福祉用具購入費（9割、8割又は7割）を振り込みます。

3 受領委任払いが利用できない方

給付制限を受けている方は、受領委任払いの利用ができませんのでご注意ください。

なお、購入日（領収書記載日）に要介護度が確認できない方（要介護認定新規申請・変更申請・更新申請中であるため、要介護度が決定していない方）は、原則として受領委任払いではなく、償還払いによる申請をお願いします。（個々の状況により利用できる場合がありますので予めご相談ください。）

【介護保険対象分の利用者負担額の算出に当たっての留意事項】

○ 利用者負担額 1円未満の端数は切り上げます。

例1：福祉用具購入金額が22,555円の場合（利用者負担割合1割の方のケース）

利用者負担額＝22,555円×1/10＝2,255.5円 → 2,256円

（1円未満の端数切り上げ）

○福祉用具購入金額が年間上限額（4月から翌年3月で10万円）を上回る場合は、年間上限額内の額に10分の1～3を乗じた額と上限額を超える額の合計額を利用者負担額としてお支払いください。詳しくは、ケアマネジャーもしくは、事業者にお問い合わせください。

例2：既に同年度内に22,555円分の福祉用具購入を行っている利用者が、90,000円の福祉用具を購入する場合（利用者負担割合1割の方のケース）

（年度上限額内の福祉用具購入金額残額）

＝100,000円－22,555円＝77,445円（A）

（年度上限額を超える福祉用具購入金額）

＝90,000円－77,445円＝12,555円（B）

利用者負担額＝77,445円（A）×1/10＋12,555円（B）

（77,445円（A）×1/10＝7,744.5円→7,745円（C））

（1円未満の端数切り上げ）

7,745円（C）＋12,555円（B）＝20,300円

※ 年度上限額を超える福祉用具購入金額（B）は、福祉用具購入費支給対象とはなりません。

※ 介護保険対象額の1割分（7,745円）と年度上限額を超える福祉用具購入金額（12,555円）を支払うこととなります。領収書の金額は、その合計金額である20,300円（C+B）となります。

[前記例2による領収書の記載例]

領 収 書

年○月×日

新宿 太郎 様

金額	¥20,300円
----	----------

ただし、特定福祉用具<商品名>（90,000円）の利用者負担額7,745円・超過負担額12,555円として上記のとおり領収しました。（所在地）

（事業所・代表者名）

印

【問合せ先】

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話03-5273-4176